
原著論文

大学生のコミュニティ意識と児童虐待通告との関連

鈴木 依子

Effects of community consciousness on child abuse notice among the students:

Yoriko Suzuki

Objective The current study was performed to examine between different factors of community consciousness on child abuse notice among the students. This issue was investigated in men and women separately.

Methods Data for 211 students were obtained on self-written questionnaire survey. Community consciousness were assessed by asking respondents their degree of participation in each type of interaction. The focus was on four factors: solidarity, self-determination, attachment, dependency. In order to examine relationships between different aspects of community consciousness and child abuse notice, the author used multiple regression analyses with the four types of community consciousness level as independent variables. All community consciousness were categorized as lower, middle and higher levels. Each of the four factors of community consciousness was entered as an independent variable. The analyses were conducted separately for men and women, controlling for household composition, sister composition, obligation of child abuse notice.

Results The results of the multiple regressions were as follows :among women, only self-determination were positively associated with child abuse notice. Whereas among men, only self-determination were passively associated with child abuse notice.

Conclusion Effects of community consciousness on child abuse notice among the students was only self-determination

Key words : child abuse notice, community consciousness, self-determination

1 はじめに

わが国では平成6年に「児童の権利に関する条約」が批准された。そして、子どもは保護・養育の客体ではなく、権利行使の主体としてその人格と主体性を尊重され、調和のとれた成長発達が保証されるべきであるとの認識により、子どもの権利擁護のための取り組みが展開されてきた。

ただ、子どもは、保護者からの虐待や不適切な養育に対して、不当な権利侵害と認知したり、子ども自身の力で避けることは極めて困難である。従って、できるだけ早く周囲の大人が虐待に気づき早期対応につなげることが重要である。

特に近年、児童虐待が深刻な社会問題として取り上げられるようになってきた。その背景には、核家族化やライフスタイルの多様化、地域社会とのつながりの希薄化や地域住民の支えあいによるセーフティネット機能の低

下があげられる。家庭・地域における養育力の低下や、子育ての孤立化等が子どもやその家族の不安・負担感を増大させ、そのことが児童虐待につながっているといわれている。

こうしたなか、平成12年に児童虐待防止法が制定された。この法律では、その目的として、「子ども虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、子ども虐待の防止等に関する施策を推進する」旨を明記した。

また、定義によると、「保護者が18歳に満たない児童に対して行う行為」とされており、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類があるとされている。具体的には、身体的虐待とは、「身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」で、性的虐待とは、「わいせつな行為をすること、又はさせること」、ネグレクトとは、「心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ること」、心理的虐待とは、「著しい暴言又は著し

く拒絶的な対応、配偶者等への身体に対する不法な攻撃等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と記されている。

こうした虐待を受けた子どもは彼らの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要とされるため¹⁾、できるだけ早く虐待に気づき早期対応につなげる取り組みが重要となる。そこで、平成16年に児童虐待防止法が改正される時に、児童虐待に係る通告の対象が拡大される（虐待を受けたと思われる場合も対象とする）こととなった。

通告の対象拡大前の状況は、一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じるにもかかわらず、通告につながらない状況があった。総務省の児童虐待の防止等に関する政策評価書²⁾では、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報収集できなかったことを理由とすることが報告されている。

また、同評価書²⁾には、児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる旨の回答が15%あり、また、速やかな通告がなされなかったことについては、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」「児童の心理状態を考慮した」という理由が多くあげられていた。

つまり、児童虐待防止法改正前の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」であったため、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待のあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合しか想定されていなかった。

児童虐待防止法の改正により、通告対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されたことにより、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなった。尚、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられている。

また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成27年度には児童虐待防止法制定直前の約8.9倍に当たる103,260件となっている。平成27年度に児童相談所に寄せられた虐待相談の

通告経路は、警察等(37%)、近隣知人(17%)、家族(8%)、学校等(8%)からの通告が多くなっている³⁾。

児童虐待通告の主な増加要因には、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(全面DV)についての警察からの通告や、児童相談所全国ダイヤル3桁化の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことがあげられる⁴⁾。

都市部の児童虐待の通告経路について研究した金子は、虐待通告ルートについて、「警察や学校」などのアソシエーション系ルートに特化した場合と、アソシエーション系とコミュニティ系といわれている「近隣・知人」とが共存している場合に大別できると報告している⁵⁾。

コミュニティ系ルートの近隣知人からの児童相談所への通告は、公的機関を除けば1番目に多いとされている。児童虐待等の地域に潜む問題は、制度だけでは対応しきれない部分も多く、近隣住民のインフォーマルな見守りやサポートの果たす役割が大きいことは明らかである。児童虐待防止には、住民の地域社会に対する態度や意識、すなわちコミュニティ意識を育成することが大きな意味を持っているといわれている⁶⁾。

また、アソシエーション系ルートのうちでも学校は、学齢期の児童虐待について、子どもや家庭での変化をキャッチしやすく、家庭にとっても物理的に近く、子どもの教育を担っていることから他機関以上に家庭とつながれる可能性が高いといわれている⁷⁾。学校が子どもやその家族の抱える課題への早期対応を図るための地域社会の拠点であるプラットフォームとなり、虐待対応に適切に対応するためには、そこで働く人材にも地域社会に対する態度や意識、つまりコミュニティ意識が問われることになる。

こうした、コミュニティ意識についてはこれまで多くの研究が行われてきた。代表的な研究としては、奥田⁸⁾のコミュニティモデルがある。奥田は近代市民としての意識を問う普遍性と地域への積極性という2軸の組み合わせにより、「コミュニティ型」、「個我型」、「伝統アノミー型」、「地域共同体型」の4つにコミュニティ意識を分類している。また、田中他⁹⁾は、「積極性-消極性」「協同志向-個別志向」の2因子からコミュニティ意識を検討している。こうしたコミュニティ意識に関する研究を踏まえたうえで、石盛⁶⁾は、コミュニティ意識を地域における行政の役割や市民の主体性の発揮に対する意識も含む多面的な概念として定義した。このコミュニティ意識は、「連帯・積極性」「自己決定」「他者依頼」「愛着」の4つの因子から構成されている。

コミュニティ意識についての先行研究では、健康指標との関連などが報告されている¹⁰⁾¹¹⁾。しかしながら虐待予防との関連を検討した研究の蓄積はきわめて少ない。また、地域社会に潜む児童虐待を発見し通告につなげるためには、人々の地域社会に対して持つ態度や意識、すなわちコミュニティ意識を育成することが大きな意味を持っていると考えられる。そこで本研究では、住民が地域社会に対して持つ態度や意識としてのコミュニティ意識と児童虐待通告との関連について検討することを目的とした。

II 研究方法

1. 分析対象者と調査方法

本研究の調査は、京都市の大学生211人を対象とした。内訳は、社会福祉を学ぶ学生119名と、大学関連の行事にサポーターとして参加し地域社会に貢献している学生92名である。無記名自記式調査票を用いた。調査期間は2017年6月～8月までであった。

2. 倫理的配慮

調査対象者に対しては、本研究の目的や本研究で得られた情報は論文投稿・学会発表・報告書作成等以外には用いないこと、情報から個人が特定できないように配慮すること、調査への参加は強制ではなく個人の自由意志であること、得られた情報は漏えいのないように保管すること等を文書で説明した。本調査の趣旨に同意の得られた場合のみ調査に参加していただけるように依頼した。

3. 分析に使用した変数

1) コミュニティ意識

コミュニティ意識は、コミュニティ意識尺度(短縮版)を用いた¹²⁾。この尺度は地域における行政の役割や市民の主体性の発揮に対する意識も含む多面的な概念である。第一に、積極的にみんなと協力しながら地域のために活動するかどうかに関する「連帯・積極性」について3項目、地域をよくするためには市民自らも決定権を持つことが重要であると考えかに関する「自己決定」について3項目、行政や他の熱心な人に地域の問題や取り組みは任せてよいと考えるかに関する「他者依頼」3項目、そして地域への誇りや愛着の有無に関する「愛着」について3項目で、合計12項目から構成されている。「非常にそう思う」から「全くそう思わない」までの5つの選択肢で尋ね、それぞれに5点から1点までの得点を付与した。得点が高いほどコミュニティ意識も高いことを示している。コミュニティ意識のうち、「連帯・積極性」のCronbachの α 値は0.71であり、信頼性を有すると考えた。同じく、「自己決定」のCronbachの α 値は0.60、

「愛着」は0.73であったため、信頼性を有すると考えた。「他者依頼」のCronbachの α 値は0.58であったため、主成分分析を行った。第一主成分によって全体の変動の54.7%が説明され、第一主成分に対する各項目の負荷量がすべて、0.5以上であったため、信頼性は確保され、分析に用いても大きな問題はないと判断した。

コミュニティ意識4因子である「連帯・積極性」「自己決定」「他者依頼」「愛着」は、それぞれ平均値から上下0.5SD分で区分し、「低位群」「中位群」「高位群」の3つのカテゴリーに三等分し、「低位群」を参照カテゴリーとする2つのダミー変数を作成した。

2) 虐待通告

虐待通告に関する調査項目は、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」等を参考にした¹⁾。児童虐待の具体的な行為として、身体的虐待では、「繰り返し殴ったがけがはしなかった」「子どもにタバコを押し付けた」「子どもを一室に拘束する」などの5項目、性的虐待は「子どもに性交を強要する」「性器を子どもに触らせる」などの5項目、ネグレクトは「買い物中に乳児を車に残す」「子どもを不潔な環境で生活させる」などの5項目、精神的虐待は「ほかの兄弟と比べて差別的な扱いをする」「子どもの前で配偶者に暴力をふるう」などの5項目の計20項目をランダムに並べ、それぞれの行為について通告するかどうかを尋ね、「する」と「しない」という2つの選択肢で回答を求めた。回答選択肢の「する」に1点、「しない」に0点を付与した。それぞれ4側面の虐待行為は、単純加算し20点満点とした。得点が高くなるほど、虐待への通報意識が高いことを示すようにした。

3) 調整変数

調整変数は、世帯構成、姉妹構成、発見者の虐待通告は義務か否かを用いた。世帯構成は、1人暮らしを1、家族と同居を0とするダミー変数とした。姉妹構成については2つのダミー変数を用いた。その際、「一人っ子」「長女」以外のカテゴリーは、「その他」というカテゴリーに纏めた。そして、姉妹構成1は、「一人っ子」という回答に1、「長女」と「その他」に0を付与し、姉妹構成2は、「長女」という回答に1、「一人っ子」と「その他」に0を付与した。発見者の虐待通告は義務であることを1、それ以外を0とするダミー変数とした。

4. 調査内容と分析方法

虐待通告については、「あなたが小学校で働くことになったと想定して回答してください。あなたが所属する小学校で子どもに対する親の虐待行為に疑いを持った場合、あなたはどのような対応をとりますか」という質問

を通して、被虐待児を発見した時の通告意思を確認した。この理由は、アソシエーション系の虐待通告ルートである学校が学齢期の子どもの虐待について子どもや家庭での変化をキャッチしやすいとの報告⁷⁾から、調査対象者が虐待通告をイメージしやすいようにした。

分析はコミュニティ意識を従属変数とする重回帰分析を、男女別に行うこととし、コミュニティ意識の4因子の変数を因子ごとに独立変数に投入した。調整変数は、いずれの分析においても、世帯構成、姉妹構成、発見者の虐待通告は義務か否かを投入した。分析には、統計ソフト IBM SPSS ver. 22.0 を用い、 $p < .05$ を統計学的有意とした。

III 結果

1. 分析対象者の属性

分析対象者の属性は、表1に示したとおりである。

各属性を性別で比較したところ、世帯構成と発見者の児童虐待通告は義務か否かについて有意な違いが見られた。世帯構成は、1人暮らしの男性は57.9%、女性は35.1%で男性のほうが高かった。家族との同居では、男性は42.1%で、女性は64.9%で女性のほうが高かった。児童虐待通告は義務だと回答した女性は81.2%、男性は67.3%で女性のほうが高かった。姉妹構成には有意差はなかった。虐待通告意識の4因子については、自己決定、愛着、他者依頼に有意な差が見られた。自己決定の低位群は、男性が49.1%、女性が24.0%で男性のほうが高かった。愛着では低位群の男性が39.3%、女性が22.7%で男性が高く、高位群では、男性が21.4%、女性が36.4%で女性が高かった。他者依頼の高位群は、男性が7%、女性が19.5%で女性が高かった。虐待通告意思については男女に有意差はみられなかった。

2. コミュニティ意識4因子と虐待通告との関連

重回帰分析の表2の分析結果は、以下の通りであった。

自己決定の高位群は、女性は低位群より虐待通告得点が高かった。男性は、低位群より虐待通告得点が低かった。自己決定の中位群は女性のみ低位群より虐待通告得点が高かった。男性は、自己決定の中位群と低位群の間には有意な差が認められなかった。「連帯・積極性」「他者依頼」そして「愛着」には、男女ともに虐待通告得点との有意な関連はなかった。(表2)

なお、重回帰分析の結果すべてにおいて、VIF (variance inflation factor) の値は最も高いものでも、1.95であり、変数間に多重共線性の問題は見られないことが確認された。

表1 分析対象者の属性

	人 (%)		検定
	男性 (n=57)	女性 (n=154)	
世帯			
1人暮らし	33 (57.9)	54 (35.1)	**
同居	24 (42.1)	100 (64.9)	
姉妹			
一人っ子	4 (7.0)	21 (13.6)	n.s.
長子	16 (28.1)	57 (37.0)	
中間子	4 (7.0)	18 (11.7)	
末っ子	33 (57.9)	58 (37.7)	
虐待通告			
義務である	37 (67.3)	125 (81.2)	*
義務でない	18 (32.7)	29 (18.8)	
連帯積極性			
低位群 (3~9点)	18 (31.6)	41 (26.6)	n.s.
中位群 (10~11点)	22 (38.6)	64 (41.6)	
高位群 (12~15点)	17 (29.8)	49 (31.8)	
自己決定			
低位群 (7~11点)	28 (49.1)	37 (24.0)	***
中位群 (12点)	12 (21.1)	62 (40.3)	
高位群 (13~15点)	17 (29.8)	55 (35.7)	
他者依頼			
低位群 (4~7点)	18 (31.6)	31 (20.1)	*
中位群 (8~9点)	35 (61.4)	93 (60.4)	
高位群 (10~15点)	4 (7.0)	30 (19.5)	
愛着			
低位群 (3~8点)	11 (39.3)	35 (22.7)	*
中位群 (9~11点)	11 (39.3)	63 (40.9)	
高位群 (12~15点)	6 (21.4)	56 (36.4)	
虐待通告			
平均値±SD	53.54±6.11	53.06±5.86	n.s.

注1: 検定は各属性の男女間の比較。世帯、姉妹、通告義務、コミュニティ意識各因子は χ^2 検定、虐待通告得点はt検定を用いた。

** : $p < .01$ * : $p < .05$

n.s. 有意差なし

IV 考察

分析結果の考察を示す。

調査対象者には、アソシエーション系の虐待通告ルートである学校に従事する教職員を想定して虐待への通告の意思を問うことで、コミュニティ意識との関連を検討した。

虐待通告意思と関連が認められたコミュニティ意識は、「自己決定」因子のみで、「連帯・積極性」「愛着」「他者依頼」との関連は認められなかった。その理由としては、「児童虐待通告」を行う場合、主として個人の価値観である社会正義を拠り所としている部分が大きいと考

表 2 男女別のコミュニティ意識の各因子と虐待通告との関連

	男性				女性			
	β	β	β	β	β	β	β	β
世帯構成 (一人暮らし=1)	-0.284	-0.199	-0.336	-0.165	0.047	0.017	0.044	0.06
姉妹構成 1 (一人っ子=1)	0.074	0.042	0.107	0.159	0.06	0.028	0.06	0.05
姉妹構成 2 (長女=1)	-0.177	-0.285	-0.087	-0.164	0.144	0.128	0.147	0.14
虐待通告義務 (必要=1)	0.425**	0.529***	0.453**	0.359**	0.257**	0.253***	0.267***	0.271***
連帯・積極性								
低位群 vs 中位群	-0.017				0.068			
低位群 vs 高位群	-0.315				0.123			
自己決定								
低位群 vs 中位群		-0.189				0.282**		
低位群 vs 高位群		-0.528**				0.231*		
他者依頼								
低位群 vs 中位群			0.289				0.084	
低位群 vs 高位群			0.299				-0.05	
愛着								
低位群 vs 中位群				0.255				0.066
低位群 vs 高位群				0.12				0.064
Adjusted R ²	0.288**	0.431***	0.73*	0.229**	0.069**	0.112***	0.073**	0.062**

*** : $p < .001$ ** : $p < .01$ * : $p < .05$

えられるからである。社会正義とは、人々の間に不公平がなく、一人ひとりの人の社会からの扱われ方が理にかなったものであることをいう¹³⁾。つまり、児童虐待は、社会正義の原理に反する状態にあり、そうした状況に敏感な者、つまり、児童虐待通告は社会正義だと思ふ者が、自分の判断で社会に対して働きかけを行うことになる。そこで、コミュニティ意識の中では、自分の判断で社会に対して働きかけを行うという、自己決定因子について児童虐待通告との関連が示唆されたことになる。

コミュニティ意識の因子のうち、「連帯・積極性」は、地域社会の中で、集団として何かに取り組むことで地域社会に貢献することであり、児童虐待通告のように単独で地域社会に対して貢献する内容との関連がなかったと考えられる。「愛着」についても、児童虐待通告は、地域社会に対する愛着の有無に左右されるものではないことが明らかとなった。「他者依頼」については、コミュニティ意識の中では最も消極的な考え方であり、児童虐待通告に消極的であれば、この他者依頼と関連があるのではないかと考えたが、今回の対象者では関連が認められなかった。

ただ、コミュニティ意識のうち、唯一児童虐待通告との関連が認められた「自己決定」因子については、虐待通告意志に性差はなかったにもかかわらず、男性と女性では違う結果となった。

女性の場合、虐待通告意志の高い者は、地域社会をよ

くするために住民が生活課題に主体的に取り組む必要があり、そのことが地域社会を良くすることにつながると考えていることが示唆された。男女共同参画白書¹⁴⁾によると、女性が社会に貢献したいと思っている分野として、「社会福祉に関する活動」を挙げている者の割合が男性よりも高いことが明らかとなっている。女性の場合、社会福祉への関心が高いことから、児童虐待通告という社会正義を実践することが、地域社会への貢献につながると考える者が多いといえる。

また、同白書¹⁴⁾では、地域のつながりが薄れる一方で、地域住民の社会への貢献意欲や地域活動への参加意欲は高まっており、特に、20歳代の女性の参加意欲が高いといわれている。こうした理由から、本研究の対象者も20歳代であることから、女性は社会福祉に関心があり、児童虐待通告意志の高いものほど、社会貢献に意欲があり、地域社会を良くしていこうとする意欲が高くなったと考えられる。

一方、男性は、児童虐待通告意志が高い場合、そうした主体性が地域社会を良くすることに直接関係するとは考えていないことが分かった。これは、調査対象者に対して、学校に従事する教職員が虐待を発見した場合と仮定したこともあり、あくまでも、虐待問題は学内の問題であり、虐待通告が地域との連携につながるという考えに至らなかったと考えられる。つまり、学校を地域社会のシステムの一つとして捉えなかったので、地域との関

連性が低くなったといえる。

本研究の対象者のうち児童虐待通告意思の高い男性が、虐待問題を学校という閉ざされた組織内で捉えたように、学校という立場から、地域社会、特に行政など外部との連携の困難性については、これまでも多くの報告がある^{15) 16)}。

しかしながら、昨今の教育現場では、教員だけが子どもの問題に対して、家庭環境や生活状況を調べ、問題解決に導くことには限界が生じている。特に近年続発している児童虐待による死亡事例では、学校と家庭や関係機関との間の連携の不十分さが指摘されることも目立っている。そこで学校でも多様化する児童・生徒の問題に対処し、教員を援助していくシステムが求められており、様々な専門職が協働して対応していかなくてはならないといわれている¹⁷⁾。

特に、最近の虐待問題への取り組みについては、子どもの家庭生活に関するアセスメントを高めたり、地域において子どもの課題を把握できるよう、地域住民との信頼関係を形成をしたり、学習支援や居場所など、地域における社会資源の開発に努めるとともに、行政機関と連携を深め、保護者の生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の活用を図ることなど、学校における虐待問題には地域との連携が重要だといわれている¹⁸⁾。

松岡¹⁹⁾は連携とは、二人以上の異なった専門職が共通の目標達成をするために行われる交流プロセスであると定義している。つまり、子どもの最善の利益を実現するために、複数の人や機関が「継続的に」協働することといえる。地域で暮らす子どもの多くに福祉的な課題が生じているとするならば、学校自身がそれらの福祉的な課題に対応できる豊かさを持たなければならない。学校は、教育だけに特化した場所ではなく、孤立や無縁社会にあって周囲からの支えを受けにくい子どもや家庭への取り組みの役割もあり、多様な人や組織が連携することで、困難に直面している子どもやその家族にサポートのネットワークを構築することが重要と考えられる。

家族の変化や社会のありようが大きく変化する中で、子どもたちが直面する困難も複雑化しており、学校の中だけで対応するには限界が生じている。子どもの問題行動の背景には、子どもの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子どもの置かれている環境の問題がある。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められている。

本研究においても、コミュニティ意識の「自己決定」因子には、行政との連携の必要性が含まれている。女性の

場合、虐待通告意思が高い者ほど、行政との連携に関心を示しているといえる。つまり、虐待通告意思のあるものは、通告だけにとどまらず、被虐待児を地域や外部機関と連携することで、課題解決にとりくむことと捉えており、児童虐待と地域連携の関連性が示唆されたといえる。

V まとめ

コミュニティ意識と子どもの虐待通告との関連性について検討した結果、被虐待児の存在は、発見通告で終わるのではなく、その後、地域社会における子どもやその保護者のおかれている環境の改善や彼らの可能性についても、行政と連携していくことの重要性が明らかとなった。

学校において虐待対応に適切に対応するためには、そこで働く人材にも地域社会に対する態度や意識、つまりコミュニティ意識が問われていた。

本研究では虐待発見場所を学校という環境に限定したことや、調査対象者が少なかつたため、その結果には限界があった。今後は、学生だけに限らず、世代間の違いなどの検討も必要と考える。

文 献

- 1) 厚生労働省, 子ども虐待対応の手引き, 2017 (www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html)
- 2) 総務省, 児童虐待の防止等に関する政策評価書, 2016 (www.soumu.go.jp/main_content/000142669.pdf)
- 3) 厚生労働省, 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値), 2019 (mhlw.go.jp/04-Houdouhappyou-119010000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000132366.pdf)
- 4) 内閣府, 子供・若者白書, 2017 (www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h29honpen/pdf_index.htm)
- 5) 金子勇, 大都市の児童虐待の比較分析, 現代社会研究, 創刊号, 2015, 4-19.
- 6) 西野緑, 子ども虐待に対応する学校の役割と課題—「育む環境の保障を目的とするスクールソーシャルワークの可能性—, *Human Welfare*, 2012, 4(1), 41-53.
- 7) 石盛真徳, コミュニティ意識とまちづくりへの市民参加—コミュニティ意識尺度の開発を通じて, *コミュニティ心理学研究*, 2004, 7(2), 87-98.
- 8) 奥田道大, コミュニティ形成の理論と住民意識, 磯村英一他(編), 都市形成の理論と住民, 東大出版会, 1971, 135-177.
- 9) 田中国夫, 藤本忠明, 磯村勝彦, 地域社会への態度の類型化について—その尺度構成と背景因子, 心裏

- 研究, 1978, 49, 36-43.
- 10) 村山洋史, 田口敦子, 村嶋幸代, 健康推進員のもつ地域社会への態度尺度の関連要因—経験年数別での検討—, 日本地域看護学会誌, 2007, 9(2), 24-31.
 - 11) 村山洋史, 菅原育子, 吉江悟, 他, 一般住民における地域社会への態度尺度の再検討と健康指標との関連, 日本公衛誌, 2011, 58(5), 350-359.
 - 12) 石盛真徳, 岡本卓也, 加藤潤三, コミュニティ意識尺度(短縮版)の開発, 実験社会心理学研究, 2013, 53(1), 22-29.
 - 13) 社会福祉士養成講座編集委員会, 相談援助の基盤と専門職, 中央法規, 2015
 - 14) 内閣府, 男女共同参画白書, 2008
 - 15) 高良麻子, 児童虐待におけるスクールソーシャル
ワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して—, 学校ソーシャルワーク研究, 2008, 3, 2-11.
 - 16) 山野則子, スクールソーシャルワークの役割と課題—大阪府の取り組みからの検証, 社会福祉研究, 2010, 109, 10-18.
 - 17) 佐藤広崇, 金子智栄子, 学校現場に求められる援助について—スクールソーシャルワーカーに期待される役割と課題—, 文京学院大学紀要, 2010, 12, 223-236.
 - 18) 山下英郎, 子どもに選ばれるためのスクールソーシャルワーク, 学苑社, 2016
 - 19) 松岡千代, ヘルスケア領域における専門職間連携, 社会福祉学, 2000, 40(2), 17-38.